

公 法 専 攻

研究指導科目、及び担当者

研究指導科目	担当者	研究内容
憲 法 特 別 研 究	教 授 博士(法学) 春 名 麻 季	ヨーロッパ・ドイツ憲法の基本権に関する文献を講読し、博士学位論文の作成に資する内容を取り上げる。特に公法で博士学位を取得しようとする受講生は、独自のテーマに関する文献を取り上げることとする。なお、EU（欧州連合）に関する研究を希望する受講生は、その旨を申し出たら、EUに関する文献も取り上げることができる。
政 治 学 特 別 研 究	教 授 博士(法学) 榎 田 久 代	学生の研究テーマに基づき、政治学分野の博士論文作成指導を行う授業です。授業では、研究テーマに関わる文献の精読を通して、研究関心分野だけでなく、広く政治学研究の知識を強化し、論文の完成を目指します。
	教 授 博士(法学) 廣 澤 孝 之	学生の研究計画に従って、各自の論文作成に関わる指導を行う。広義の政治学の分野にわたる論文の精読を行って、基礎的研究能力を身につけ、質の高い研究成果を生みだせるよう工夫したい。
	教 授 博士(法学) 東 原 正 明	受講生の研究テーマに則して、政治学の博士論文を作成するための指導を行います。 ドイツ語を中心とした政治学に関する文献を精読して研究テーマに関わる知識を身につけるとともに、講義を通じて研究能力の向上に取り組みます。その上で、論文の完成を目指します。
法 社 会 学 特 別 研 究	教 授 博士(法学) 小 佐 井 良 太	受講者の研究テーマに基づいて法社会学分野の博士論文を作成するための指導を行う。法社会学分野の中でも質的な研究／分析手法を用いた紛争過程研究を中心に、英語文献を含めた先行研究を丁寧に講読・検討する。博士論文の水準を満たしたテーマ設定、理論枠組みの検討、具体的な考察と分析の蓄積と構築を最大限に支援すべく、受講者と真摯な議論を重ねながら必要な指導・助言を行う。

その他の科目

研究指導科目	担当者
行 政 法 特 別 研 究	未 定
税 法 特 別 研 究	未 定
国 際 法 特 別 研 究	未 定
経 済 法 特 別 研 究	未 定
法 理 学 特 別 研 究	未 定
法 制 史 特 別 研 究	未 定
行 政 学 特 別 研 究	未 定
政 治 学 史 特 別 研 究	未 定
外 国 法 特 別 研 究	未 定

※担当者が未定の科目については、令和6年度は学生を募集しない。

特 修 科 目					
授 業 科 目	単位数	担 当 者	授 業 科 目	単位数	担 当 者
憲法特別講義 I A	2	(未定)	法理学特別講義 A	2	(未定)
憲法特別講義 I B	2		法理学特別講義 B	2	
憲法特別演習 I A	2		法理学特別演習 A	2	
憲法特別演習 I B	2		法理学特別演習 B	2	
憲法特別講義 II A	2	教授 博士(法学) 春名麻季	法社会学特別講義 A	2	教授 博士(法学) 小佐井良太
憲法特別講義 II B	2		法社会学特別講義 B	2	
憲法特別演習 II A	2		法社会学特別演習 A	2	
憲法特別演習 II B	2		法社会学特別演習 B	2	
行政法特別講義 I A	2	(未定)	法制史特別講義 A	2	(未定)
行政法特別講義 I B	2		法制史特別講義 B	2	
行政法特別演習 I A	2		法制史特別演習 A	2	
行政法特別演習 I B	2		法制史特別演習 B	2	
行政法特別講義 II A	2	教授 折登美紀	行政学特別講義 A	2	(未定)
行政法特別講義 II B	2		行政学特別講義 B	2	
行政法特別演習 II A	2		行政学特別演習 A	2	
行政法特別演習 II B	2		行政学特別演習 B	2	
行政法特別講義 III A	2	(未定)	政治学特別講義 I A	2	教授 博士(法学) 榎田久代
行政法特別講義 III B	2		政治学特別講義 I B	2	
行政法特別演習 III A	2		政治学特別演習 I A	2	
行政法特別演習 III B	2		政治学特別演習 I B	2	
税法特別講義 A	2	(未定)	政治学特別講義 II A	2	教授 博士(法学) 廣澤孝之
税法特別講義 B	2		政治学特別講義 II B	2	
税法特別演習 A	2		政治学特別演習 II A	2	
税法特別演習 B	2		政治学特別演習 II B	2	
国際法特別講義 I A	2	教授 山下恭弘	政治学史特別講義 A	2	(未定)
国際法特別講義 I B	2		政治学史特別講義 B	2	
国際法特別演習 I A	2		政治学史特別演習 A	2	
国際法特別演習 I B	2		政治学史特別演習 B	2	
国際法特別講義 II A	2	(未定)	外国法特別講義 A	2	(未定)
国際法特別講義 II B	2		外国法特別講義 B	2	
国際法特別演習 II A	2		外国法特別演習 A	2	
国際法特別演習 II B	2		外国法特別演習 B	2	
経済法特別講義 A	2	(未定)			
経済法特別講義 B	2				
経済法特別演習 A	2				
経済法特別演習 B	2				

履 修 方 法

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のなかから1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目として選定した研究指導科目の担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、履修方法、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 学生は、研究指導科目のほか、特修科目のうちから、合計8単位を修得しなければならない。
- 5 前項の8単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 指導教員の担当する特修科目のうちから必修科目として4単位を修得する。
 - (2) 指導教員の担当する特修科目又は他の教員の担当する特修科目のうちから、指導教員の指導のもとに選択し、選択科目として4単位以上を修得する。
 - (3) 指導教員が必要と認めるときは、前号の選択科目を、法学研究科博士課程後期の他の専攻で開講されている特修科目のうちから選択することができる。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項第2号の規定にかかわらず、通常委員会の議を経て、他の研究科博士課程後期の授業科目を履修し、4単位を限度として選択科目の修得単位に算入することができる。
- 7 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。